

議会だより

発行・編集
東成瀬村議会
議会事務局
電話 2332番

印刷
(株) 増田印刷所

議場より明けて

おめでとうございます



年頭のごあいさつ

東成瀬村議会

議長 伊藤 誠也

あけましておめでとうございます。

昭和五十七年の新春を迎えて、議会を代表し、ご祝詞を申し上げます。

昨年は、二年続きの冷害に加えて、台風十五号の被害も受けましたし、一般経済も、国の浮提政策とはうらはらに低迷を続け、大変に厳しい年でありました。

明けた五十七年は、異状と思える暖冬で、雪も少なく燃料高騰の折、省エネの為に結構と言えませんが、古老の話では「大雪に不作なし」で、降る時期降らないのも心配の一つです。

昨年の冷害の反省では、品種選択や管理方法に人災的面も多分に有ると言われております。

今年こそ、皆んなの研究と、努力で豊作を願うものであります。

皆さんご承知の通り、臨調答申で、国の財政もゼロシーリングとされており、厳しいものと予想されますが、議会議員一同、英知を結集して、難関打開に努めて参りますので、今後共皆様の特段のご理解とご協力をお願い致しまして、年頭のごあいさつと致します。

12月定例議会開く

昭和56年第8回村議会定例会は、12月21日招集され、会期を23日までの3日間と定め、議案内容は次の第8回定例議会のあらましのとおりです。

第8回定例議会のあらまし

議案番号	議 案 名	審議結果
議案第62号	昭和56年度東成瀬村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について	原案可決
議案第63号	昭和56年度東成瀬村国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出補正予算（第3号）について	原案可決
議案第64号	昭和56年度東成瀬村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について	原案可決
議案第65号	東成瀬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第66号	公団分収造林契約について	原案可決



十二月定例議会の日程と審議内容

◎十二月十七日、議会運営委員会

第一日（二十一日）本会議

○会期の決定、議長の諸般の報告、教育民生常任委員長の学校等施設訪問、沢内村福祉医療施設と保健事業の視察報告、村長行政報告、陳情審議、補正予算

第二日（二十二日）本会議

○一般質問
後藤作議員、柳邦夫議員、の二名

第三日（二十三日）本会議
○東成瀬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、公団分収造林契約について、人権擁護委員の推せんに当り意見を求めることについて

村長行政報告



中でございます。

温泉開発関連の地熱開発調査については中間報告をしてきているわけですが、今までの調査の結果について資料を中央にもやって整理検討した結果を、小安地熱開発所長の岡田先生から先ごろ報告を受けました。

行政改革に対する態度について前議会において村長の施政を賞され、その答弁がなまぬいと言われ、その答弁が出ない時期において表明を控えたいというのが私の心境でございます。その後一部修正の経過を経ました。その後は通過しましたが、実施については流動的な面があり、問題は今後に残されております。行革については総論賛成が私の持論でございますが、地方財政圧迫等については機関を通じて国、県に要望しております。

私の進退について色々ご心配をおかけし、数回一般質問でも質されてきましたが、改選まぎわの意志表示は色々な面に迷惑をかけると思ひ、ただ今申し上げたいと思ひます。私の進退については四年前からはつきり心に決めておるところでございます。しかし表明を早くすることによって村政に取り組む私の心の緩みを警戒し、本日にになりました。村政を担当し、生産、教育、生活の基盤整備に専念したつもりでございますが、何ら発展的な面での期待に添いかわて引退

一月以来無事故のもとに、村政発展の年でありますようにと願いつつ行政を進めてまいりました。交通、火災等の事故は最小限にとどめることができましたが、天候に左右するところはいえ二年続きの凶作にみまわれまして、なお、台風の爪跡も大きく憂慮しましたけれど可能な範囲において対策を講じてきたつもりでございます。冷害については、あらゆる機会を通じて実情を訴え、陳情を重ねてまいったわけですが、融資関係あるいは、種子の確保及び救農土木とそれぞれ具体化の方向にあるようです。

冷害害に加えて、国の内外の政情も不安定で、五十六年は決して明るい年ではありませんでしたが、ただ本村においては多年不在の医師が確保され、その後の運営は予想以上に良く、せめてもの明るい

材料と思っております。

本村は多年最辺地の村として経過いたしました。数年来交通体制の整備と各種施設の建設により外部との交流がみられ、他町村からの入籍者も増えつつあることは好ましい傾向と思ひます。しかし依然として後進村であることは事実であります。考えようによっては発展の可能性を十分に秘めているものと思われま。近い将来に向かつて村のよさを温存しつつ今まで築いてきた生産、教育、生活の基盤を生かし、創意と工夫のもとに高次の村政発展に意欲的に取り組むことが肝要と思われたいりません。

大きな工事は完工をみておりますが、台風被害復旧等は、発注の関係で年を越さなければならぬものも数件あります。岩井川保育所は完工し、名前を地域から募集

することし申し訳ありませんが、明治生れの私には今のテンポにはふさわしくなく、流れざる水は腐るの例えを事実をもって示すことにいたしました。ただ今引退を声明したといえ、満期まで気を引き締めて頑張りたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思います。

陳情 しんぎ

陳情 第十号 靖国神社公式参拝実現に反対する(保留と決定)

(要旨) 靖国神社公式参拝は、憲法に違反するものであり、貴議会におかれてもこの実現については反対されるよう陳情いたします。

○理由

一、靖国神社は一宗教法人であつて、それに対して公式に参拝することは、信教の自由を定めた憲法第二十條に違反するものであります。

一、憲法で定められた信教の自由の保障は、かつての国と特定宗教の結びつきによる悲劇(自由の圧迫と制限、軍国主義化と戦争)をくりかえすまいとする国民的願望に基づいています。

それ故この自由は尊重し、明確に守らねばならないものであります。

一、戦没者の追悼については、個人々の意志に基づく方式で行な

われるべきであり、国として追悼する場合は国民の合意を得られる形、たとえば国立の千鳥ヶ淵墓苑で宗教色無く行なわれるべきであります。

陳情者・靖国問題秋田県宗教者連絡会議 片野安久利

陳情 第十一号 福祉医療の現行制度継続について(採択と決定)

(要旨) 老人と乳幼児の医療費を無料としている福祉医療制度はさる七月から所得制限による一部有料化が導入されましたが、多くの住民が適用をうけています。ところが、いま問題になつている「行政改革」との関係で「所得制限がいつそう強化されるのではないか」「地方自治体による独自の福祉医療制度が廃止されるのではないか」という心配の声が出ています。

一方、二年つづきの冷害や地場産業の不振で、住民生活はきびしくなつており、福祉の充実が望まれています。

ご承知のように福祉医療への一部所得制限導入のさい、知事は任期中は所得制限の強化などこれ以上の変更はおこなわないと約束しています。

つきましては、次の事項について陳情いたします。

一、現行の福祉医療制度について来年度も継続し所得制限を、強化したり廃止したりしないこと。

陳情者・乳幼児医療費無料化を守る会 井上ハナ

議決された

主な内容

56年度予算 一般会計16億824万6千円に

◎議案第62号 昭和五十六年度東成瀬村一般会計歳入歳出補正予算(第五号)について
今回の補正予算は歳入歳出それぞれ百二十四万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を十六億八百二十四万六千円とするものです。主なもので歳入の補正として、伊達堰災害復旧工事費受益者分担金として三〇%を負担するもので、額は三十万円で公立保育所の建設費の補助金として二千二十八万五千円と、水田利用再編対策特別交付金の減額三百万円、歳出補正は公有財

産購入費として、これは土地開発基金百四十七万二千円、田子内保育所外構工事費の減額二百一十六万六千円、田子内養蚕組合の補助金これは五十五年度二百万円と、今年度二百万円の補助金で四百万円の補助金で状態をみて五十七年度も二百万円の補助金を支給するものです。水田利用再編対策団地化補助金の増額村単独分百五万円、共同畜舎累積赤字五百八十一万円の内、今回赤字補填の追加二百十万円、滝ノ沢センター建設による滝ノ沢沢中台の造林地分取権の取得費五十万円、林道補修工事費百六十万五千円減額、除雪運転手及び補助人夫賃金五十四万円の増額などが主補正です。

◎議案第63号 昭和五十六年度東成瀬村国民健康保険特別会計(施設勘定)歳入歳出補正予算(第三号)について
今回の施設勘定の補正予算は歳入歳出それぞれ五十万円を追加して、歳入歳出予算の総額を四千八百五十九万九千円とするものです。内容としては、医師招へい支度金事業補助金が入り、診療所修繕費の増額、医師招へい支度事業負担金などです。

◎議案第64号 昭和五十六年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算(第三号)について
今回の補正は歳入歳出それぞれ三十万八千円追加して、歳入歳出予算の総額と三千八百六十

万九千円とするものです。歳入として雑入で入れて、岩井川簡易水道管移設工事費と看沢簡易水道監督管理指導委託料の歳出増額補正です。

◎議案第65号 東成瀬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
今回の条例は国民健康保険の被保険者の助産費を「八万円」を「十万円」に改めるもので昭和五十六年十二月一日以後の出産から適用するものです。

◎議案第66号 公団分取造林契約について
内容としては看沢地内に植付する分取契約を、東成瀬村五十パーセント、森林開発公団四十パーセント、東成瀬村森林組合十パーセントと、三者契約をし面積は二十ヘクタールとして、スギを植林するものです。



議会を
傍聴
しよう!!

◎議案第61号 昭和五十六年度東成瀬村一般会計補正予算(第四号)について
今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ千五百六十七万六千円を増額して、歳入歳出予算総額を十六億六千九百九十九万九千円とするものです。内容として主なものは、歳入に新農業構造改善事業補助金(ほ場整備)増額、村有地売却収入、遭難者救助収入増額、道路橋梁整備事業村債の増額。
歳出には新農業構造改善事業工

◎議案第5号 昭和五十六年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算(第四号)について
◎議案第6号 昭和五十六年度東成瀬村農業用機械管理特別会計補正予算(第一号)について
◎議案第7号 昭和五十六年度東成瀬村十文字学寮特別会計補正予算(第一号)について

※今回の一般会計、各特別会計とも人事院の勧告による給与改正による補正が主な内容です。

第7回臨時議会開く

昭和五十六年第七回臨時議会が十一月六日に招集され、会期を一日として、議案一件を原案可決し散会した。

◎議案第61号 昭和五十六年度東成瀬村一般会計補正予算(第四号)について
今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ千五百六十七万六千円を増額

第1回臨時議会開く

昭和五十七年第一回臨時議会が一月八日に招集され、会期を一日として、議案七件を原案可決して散会した。

◎議案第1号 東成瀬村一般職の職員給与に関する条例の一部改正について
◎議案第2号 昭和五十六年度東成瀬村一般会計補正予算(第六号)について
◎議案第3号 昭和五十六年度東成瀬村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第二号)について
◎議案第4号 昭和五十六年度東成瀬村国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第四号)について

一 般 質 問 概 要

今定例会の一般質問は、2日目の12月22日に後藤作議員①健康管理について②農業指導センターのあり方について③国道除雪について④保育関係について、柳邦夫議員①過疎対策と高令化社会に対応する村の構想について②農振地域指定後の現況と見直しについて③今年の冷害状況と今後の対応④条例の一部改正について、の2議員が質問された。

質問する

五番 後藤 作議員



健康管理

について

質問―医師の定着を機会に、村民の健康管理体制をさらに整備強化すべきでないかと思ひ、村長及び担当課長にその見解をお伺ひたい。
医療制度の充実、すべての住人に対し、病気にからぬよう日常健康を管理し、病気に罹つた時には十分な医療を受けられるよう、一層して健康を保障する制度であり、これを整備確立を推し進めることは村自治体の重要な役目であると思ふ。医療費負担の経過あるいは、国保現況維持等を追求するあまり、受診抑制になることがないよう配慮することも必要でないかと思ふ。早期発見、早期治療で効果を上げてきた老人医療費に対して、来年度から有料化が実施されるならば、この負担

がますます大変になってくるのに対し、村はどのように対処するのか。

答弁―村長就任前から国保運営委員長をやり、無医村解消に努め、就任後は医療と教育を重点に進めてまいり、常任医師不在をカバーするため保健婦の確保、ヘルパーの運営面と可能な限り心を配り本日に至つた。なんといつても住民健康管理の中心は常駐医師の確保にあると思ひ、十一月の例を見ましても一日平均の患者数は昨年と比較し、十八人増となっている。

医師赴任を契機により、高次な村の健康管理体制整備強化こそからの最重点事項と思つている。行革等厳しい状況下になつても、教育と健康管理は落ち込みのないよう配慮しなければならぬと思ふ。

再問―行革による来年度予算が決まらないからとまた答弁がぼやかされるかもしれないが、来年度から一部負担が導入される老人医療費に対しては、深刻な問題になるかと私は考えている。少なくとも今まで無料であつたものを有料にすることだけは、なんとかして避けなければならぬと思ふ。

これらに対する取り組み、体制の整備強化というふうにしりましたが、どういふふうにしてやつていくのかという説明が全然なかつたのでお願ひしたい。
答弁―簡単に総括して申し上げますと、現代の社会は組織社会でこ

ざいますので、独走ということには波及効果と動揺というふうな点からみまして避けるべきではないかと思つている。自分だけ、また自分の村だけ良ければというふうな考えは私はとりたくない。

農業指導

センターの

あり方について

質問―二年続きの冷害にもかかわらず、水田共済の制度が正しく適用されることがなかつたのは、作がらのつかみ方が不正確であつたためと思ふ。今年二の舞をなくすためにも、農業指導センターでは調査をしっかりと情報を通し、農家の期待に答えるべきでないか。今後の対処のし方について伺ひたい。

答弁―五十六年当初は、転作の手引きという本を農家に配布し、また広報無線を通じ、それぞれの適期に放送したが、すべてが万全だとは思つていない。今後はこのよ

うなことに對して大いに気を配り、その都度状態を把握して、そしてPRしたいと思つている。

農業指導センターの構成員は、役員、農協の職員、または農業委員会その他の農業団体を網羅した団体ですので、それぞれの立場の専門の方もいる。勿論県の指導機関である農業改良普及所の指導を仰ぎながら、今後やっていきたいと思ふ。

共済の被害率は四・五パーセントということでも共済金がもたらぬ状態になり残念に思つている。各官庁に陳情したが、あくまでもたんばでの補償ということなので農家申告を第一とするのでいたし方なかつたわけだ。

再問―昨年は八千万円、今年は一千万六百万円で六千五百万円近い相違がここに出て、これが東成瀬村の損失となる重大な問題になるわけだ。

今後このような農家の大きな損失を、いくらかでも軽減するため科学的な調査の方法というもの



56年度も冷害になつた



今年度も村の除雪対策費17,453千円に

国道除雪 について

もあるのではないかとと思う。必ずしも共済側に受け入れられなくても、後で適用になる可能性は十分あるので、そういうようなことも含めて今後検討する必要があるのではないかと。

答弁―天災融資法による借入金、自作農維持資金等二百五十万円まで借りられるので、どうしてもほしいものだと運動している。

科学的な方法として坪刈りを例に上げていますが、必ずしも坪刈りの結果が東成瀬の稲作のすべてだとは言えないと思う。

我々は技術的には素人だが、あらゆるデータを整備しまして、今までいたらない点に注意しまして今後に対処したいと思う。

質問―国道の除雪につき、今年は粗末であると住民からかなりの苦情が出ているが、担当課長の方から雄勝土木事務所へ申し入れをされているかどうか。

答弁―国道三四二号線の本村管内の除雪区間は、菅生田から五里台は二車線を、五里台から松山台は一車線を除雪するという契約になっている。なお、滝ノ沢から岩井川までのうち約二・三キロについては、状況に応じて運搬排雪を実施するとなっている。

業者は、菅生田から榑台間は和賀組、榑台から大柳間は鈴木建設工業、大柳から松山台間は村が委託を受けている。

道路バトロールをしてみると、ご指摘のように昨年までと比較すると、村が除雪する区間以外は粗末であるので、その実情を委託業者、雄勝土木事務所とも話し合いをし、改善するよう要望している。

保育関係 について

質問―来年度の保育所入所児童に対する費用の徴収につき、農家の二年続きの冷害などは特別な配慮があるのか。その所得などの徴収をするのかどうか伺いたい。

より早期実現を望む。
答弁―現在の数字からみまして、十五年後には県内有数の老人村になるのではないかと私も考える。工場誘致等に対し、決して手をこまねいているわけではない。大きな鉄工場の誘致は無理としても各部落に縫製工場などのを考えているが、おいそれと入ってこない状態だ。県の方からも適当な工場があれば世話をするという仕組みになっている。

温泉を探して、老人のコミュニティの場を作って老人健康につながるようにということは私も大賛成だが、温泉開発には大きな金がかかるので、急がないようにというアドバイスも受けている。

質問する 八番 柳 邦 夫 議員



過疎対策と高令化 社会に対応する村 の構想について

質問―過疎対策、また老人村にしないために、誘致工場あるいは村の資源を利用した工場の考えはあるのか。

また村の観光開発の面から温泉ボーリングの必要性を強調してきましたが、私はこれに合わせて、老人の健康管理という切実な観点

農業振興地域 指定後の現況と 見直しについて

質問―農振地域に指定されていることにより、自分の土地であつても自由にならず、地目が田畑であれば建物を建てるにも売買も、知事許可とか、農業委員会にはかつたりで数ヶ月を要する。

当時のかの畑も、現況はほとんど杉林となっており、実態を調査して見直しの必要があるのではないかと。

答弁―お話のような実態ですので根本的に整理する必要があるというところで、今年から国土調査を始めています。

今年の冷害状況 と今後の対応 について

質問―去年は冷害対策本部等設け減免措置あるいは救農土木事業等議会の方と論議しましたが、今年はどうしたこともなく、冷害資金の申し込みに知られた程度ではなかったか。

去年の冷害の体験を通し、土壤条件、水利条件を考慮した水管理あるいは標高差等を考えた種子の選択、苗作り、施肥指導等万全を期したと思うが、結果的にこれら全部指導したのかどうか伺いたい。

答弁―六項目の業務内容に従って指導に努めているが、農家個々の土壤の関係もわからないで指導することはひじょうに至難である。県の改良普及所その他の指導を仰ぎながら、全般的な指導になるかと思う。

質問―果樹の生産は滝ノ沢部落のみとなり、五、六年前までは二十町歩以上であったが現在では十町歩を割る状態だ。いかに科学保障のない農産物の栽培は所得に結びつかないものかわかる。

出荷体制にどのような指導をしていくのか伺いたい。

答弁―研修施設のある果樹の集出荷施設の建設、樹園地農道の舗装など果樹面積の拡大をはかっている。



滝ノ沢集荷所

流通関係については、農協が一手にやっており、良い時もあったがこの頃はひじょうに悪いということ。身近くに果樹研究会があり共同防除組合等、果樹試験場の指示を仰ぎながらやっているし、勿論それに対し補助金も出している。その方々と連絡を密にしながらやっていたいと思っている。再問―出荷体制について、農協が指導しているとはいえ、農業指導センターの責任者としての考えを伺いたい。

答弁―いかにすれば高く売れるか市場見学に行くという時には全面的に賛成し、援助もしたいと思っている。

センター所長といえど農協内部に立ち入ることはできず、聞ける範囲において聞き勉強したいと思

条例の一部

改正について

質問―官行造林条例による還付金の交付範囲の解釈が今だにその一致点をみないままに、その金が凍結されたままである。また伐採後放置されたままのところもある。

植林を通じて、児童生徒方に山を愛し木を育て、次の世代へ申し送るという意義深いものだが、学

校林のある部落とない部落があり、また分取歩合もゼロである。今後の面積拡大のためにも、官行造林あるいは他の直営林を勘案したバランスをとる必要があると思う。

土地使用条例で一般個人の分取造林の分取歩合は七対三で、直営林、部落林の場合八対二である。

住民の植林意欲向上のためにも歩合を改めるべきだと思うが村長の考えを伺いたい。

答弁―条例ばかりでなく、規則その他についてあらゆる分野から検討するよう各課長に言っている。

官行造林条例について指摘のようなことがあるが、これもただ確たる資料がないが、解決の方法がないというのではない。配分に当っては将来に問題を残さないよう覚書き等をかわす必要があると思

人権擁護委員に

伊藤誠也氏を再度適当と認める



東成瀬村人権擁護委員として現在委員である伊藤誠也氏を再度推せんしたい旨村長より議会に意見を求められたもので、議会としては適当で有ることを認めた。

議 会

用 語

地方公共団体の議会の委員会において、重要な議案、陳情等を審議するにあたり、公開の会議において、広く利害関係人や学識経験者等の意見をきき、審議の適正、周到をはかり、民意に即した公正、妥当な結論を得るため、公聴会の制度化が図られている。

公聴会を開くことができるのは常任委員会と特別委員会であり、本議会においてはこの制度は認められていない。

公聴会開催の手続きは、委員会条例中に定められるところによることとなるが、その日時、場所お

よび意見を聴こうとする案件等を公示する必要がある、その性格上公開して行うものである。

法第一〇九条第四項をみると、予算その他重要な議案、陳情等について、公聴会を開くことができる旨規定するが、その範囲は広く解すべきもので、特に関係住民の利害に重大な影響を及ぼす案件、特に住民の権利を制限し義務を課する行政事務条例の制定、改廃等においては公聴会を開催するようすべきものといえる。

公聴会で意見を述べる人を公述人という。公述人の決定について



常任委員会

教育民生 常任委員

の活動から



十 字 学 生 寮

- ※ 村議会教育民生委員では十月六日、七日の二日間村内の小中学校保育所、十文字学生寮、診療所など教育民生委員関係の施設を訪問し、各施設の当面する問題を聴取すると共に、要望を受け定例会において報告しております。
- 各施設の主要要望事項
 - ① 大柳小学校
 - 昭和五十七年度も村負担講師を継続派遣してほしい。
 - 体育用具トランポリン、ロングマットをほしい。
 - 国道より学校までの歩道の整備、校庭のぬかるみの改善をしてほしい。
 - ② 椿川小学校
 - プールの塗装修理、フェンスの支柱の修理してほしい。
 - 吹奏楽器を補充してほしい。
 - ③ 岩井川小学校入道分校
 - 校舎裏の校地の舗装してほしい。
 - ガス配管の補修してほしい。
 - カステンを新調してほしい。
 - ④ 岩井川小学校
 - 学校と隣接私有地の境界を明確にしてほしい。
 - 冬囲いの道具を入れる小屋を建立してほしい。
 - 体育館の雪が道路に落下するので対策してほしい。
 - ⑤ 東成瀬小学校
 - 村外の各種試合等の交通費を増額してほしい。
 - グランド整備について早く村執行で将来像をたて、着手してほしい。
 - ⑥ 東成瀬中学校
 - グランドの用具小屋を新築してほしい。
 - 校舎裏地の水溜りの仕様を検討してほしい。
 - ⑦ 十文字学生寮
 - 屋根のベンキがはげ、でこぼこになっている。早急に手を打ってほしい。
 - ボイラーの煙突がこわれている。修理してほしい。
 - カベに穴があいている。修繕してほしい。

※ 岩手県沢内村の福祉医療施設と保健事業の視察を十一月十日実施し、その内容は次のとおり定例会に報告した。

- ① 沢内村の実態
 - 沢内村とは人口五千人、一千百戸の世帯数で二十五の集落からなり、健康な村づくりに取り組んでいるようであった。沢内村では、二十年前から六十才以上の老人と一才未満児の医療費の無料化を実現し、かつては乳児死亡率日本一の同村を無料化五年で乳児死亡率をゼロに達成し、保健文化賞を受賞している。
- ② 健康管理課設置と検診体制
 - 沢内村の特長は健康管理課にあるようです。村立病院の棟続きに母子健康センターがあり、ここに健康管理課が配置され、保健活動と医療活動とが一本化され、医師、保健婦、助産婦、衛生担当者との集合体を作り、沢内村ではこのシステムを予防と治療の接点と呼んでいるようです。さらに健康作りの条件として、住宅改善の指導を中央から学者を

呼んで、大自然の恩恵を十分に受けられるよう指導助言をしているようです。

③ 健康を守る時代から健康を作る時代へ

自分達で健康を守る良い例として、老人の受診率が五十二年まで一位だったが五十四年五十五年と下がってきている状態である。これを分析してみると、保健活動のあらわれで健康な老人が増加してきていることになる。

建設 常任委員

※ 村議会建設常任委員では十一月十八日全村の五十六年度の村行事として土木業者に発注し完成した箇所、又工事中の箇所、これからの継続し進めて行く計画を村執行部より各現場で方線等図面上での計画、又これまでの出来高など説明を受け、これからの村工事の進め方について討議した。

現場視察の建設常任委員



- 11月6日 第七回臨時議会
- 11月10日 教育民生常任委員岩手県沢内村医療行政視察
- 11月11日 さきがけ新報湯沢支局落成式
- 11月18日 建設常任委員村内現場視察
- 11月22日、23日 郡議長会県外研修
- 11月24日 全国豪雪地帯町村議会議長会、全国大会(東京)
- 11月25日 町村議会議長、全国大会(東京)
- 11月29日 東成瀬村教育を語るつどい
- 12月10日 増田警察署と懇談会
- 12月17日 議会運営委員会
- 12月21日、23日 十一月定例会村議会議事
- 12月24日 農業指導センター研修会
- 12月26日 広域議会
- 1月8日 第一回臨時議会

事務局 日誌より